

第7回職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会 議事概要（案）

1 日時、場所

平成 22 年 6 月 1 日（火）14:00～17:00

厚生労働省共用第 8 会議室

2 出席者

- (1) 参集者：金田氏（市川委員代理）、柳氏（塩崎委員代理）、城内委員、豊田委員、名古屋委員、西委員、西野委員、橋本委員、廣川委員、福岡委員、堀江委員、宮川委員、山本委員
- (2) 事務局：半田化学物質対策課長、島田化学物質評価室長、徳田副主任労働衛生専門官、奥野産業安全専門官
- (3) 傍聴者：計 40 名

3 欠席者

市川委員、塩崎委員

4 議事概要（報告書（骨子案）の検討）

(1) はじめに

- ① リスクに基づく化学物質管理が時代の流れであることを明記すべき。
- ② リスクとするだけでは定義が曖昧になるので、リスク評価としてはどうか。
→ わが国では、リスク評価に基づく体制が整っていないので、明記については慎重に検討する必要がある。
- ③ 最後の段落は、WSSDでの「化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響を平成 32 年までに最小化する」という目標の合意に基づいて、目標実現のためのロードマップであるSAICMが採択されたという背景を踏まえての対応という流れがわかるように記載してはどうか。

(2) 現状

- ① 災害発生状況
 - ・ 労働災害発生状況については、事業場規模別、業種別のデータも記載し、規模、業種毎に応じた対策を検討するべきではないか。例えばCO中毒は、サービス産業等で多く発生しており、労働者も事業者も化学物質を取り扱っている

という自覚がないことが多い。製造業と同じような対策では災害は減らないのではないか。

- ・ 廃棄物処理業者についても対策を検討する必要がある。
 - ・ 業種や規模に関わらず、労働災害発生原因については、危険有害な化学物質の情報伝達及び活用が不十分であったと思われ、今後それらの仕組みを確立することが重要である。ただし一般消費者は対象から除く。
- ② 事業場が行う化学物質リスクアセスメントを取り巻く状況
- ・ リスクアセスメント実施率 43%というアンケート結果は、化学物質を取り扱っている自覚があり、管理に対して意欲もある事業者を対象としており、また、リスクアセスメントのとらえ方が事業者によってまちまちであるため（MSDSを収集しただけで、リスクアセスメントを実施したという事業者もある。）、実態を反映した結果値となっていない可能性もあり、また数字が一人歩きする恐れもあることから削除する。
 - ・ コントロール・バンディングは、コンピューターを利用しない方法もある。
- ③ GHS分類に基づくラベル表示、MSDS交付の仕組みについての普及や教育が不足していること及びその活用の充実が望ましいという内容を盛り込むべきではないか。

（3）職場における化学物質管理のあり方

① 危険有害性情報の伝達・活用の促進

- ・ 「すべての危険有害な化学物質」とあるが、危険有害な化学物質の危険有害性情報だけではなく、危険有害ではない化学物質も含めすべての化学物質の危険有害性情報を伝達するとしたほうがよいのではないか。
 - ここで「すべての危険有害な化学物質」とは、P.8の上から2行目にあるように「GHS分類を行った結果、危険有害とされる」という意味で使っている。
 - GHSでは、危険有害ではない物質については情報伝達の対象としておらず、原案のままでよいのではないか。
- ・ GHS勧告書だけでは、GHS分類を進めることは困難であり、特にGHS分類を実施することが難しい一部の中小事業者を支援することも含め、GHS分類のためのインフラ基盤整備（JIS化、分類ガイドラインの作成や分類ツール等の開発等）に注力してきたが、これに関しては引き続き継続すべきである。
- ・ GHS分類を行う主体について明記する必要があるのではないか。
 - 分類はEUや国等が実施することもある。また、EUでは、製造業者や輸入業者が分類をし、ラベル表示をするのは販売業者ということになっている。

主体については検討が必要。

- ・ 事業場内表示については、表示をすることが困難な場合、GHSの代替手段等の使用も含め、具体的な表示方法のガイドラインを作成する等、実施する前に十分な期間を設けるなど普及の推進が必要。
- ・ 労働者教育の充実については、正規、非正規労働者を問わずあらゆる形態を対象とする必要があるのではないか。
- ・ 情報伝達といってもハザードとリスクの2つがあるので、区別する必要がある。
→本検討会で議論している情報伝達・活用は、主にハザード情報の方である。
- ・ 健康診断と同様に、作業環境測定の結果を労働者だけでなく、労働安全衛生を担う専門家にも伝達する仕組みを構築し、活用していくことが重要。
- ・ 本提案の危険有害性情報の伝達・活用を円滑に機能させる為には、「GHSの普及やMSDSの活用・教育に関する仕組み」を確立することは、極めて重要であり、これを「エ」のタイトルにして、労働者教育の充実もその一つとして織り込む。

② リスクに基づく合理的な化学物質管理の促進

- ・ p.9の最終行の「一定の高いレベルの管理を達成している事業場が、さらに一層高い水準での管理を促進するために検討」となっているが、これではあまりにハードルが高く事業者のやる気が削がれるのではないか。
→ 「一定の高いレベルの」を「リスクに応じた」に修正したい。
- ・ P.10の12行目の「本来のリスクアセスメント」とは、規制対象物質だけリスクアセスメントを行うことではないと明確にすべきではないか。
- ・ 「本来のリスクアセスメント」とは、「許容濃度とばく露濃度の比較を行う定量的なリスクアセスメント手法」ということではないか。

【個人サンプラーによる測定について】

- ・ 労働者が安全かどうかの指標はばく露限界値であり、個人サンプラーによる測定が世界標準となっている。わが国においても広く利用されるべきである。
→ 作業によっては、作業環境測定の方が適切な場合がある。作業環境測定と個人サンプラーによる測定の両輪で動かしてゆく必要があるのではないか。事業者が選択できる余地を残すことも必要。
→ 測定者の育成と測定・評価基準も検討する必要がある。
- ・ 個人サンプラーによる測定（短時間測定）と個人ばく露濃度測定（8時間測定）で書き分けが必要。個人サンプラーによる測定といっても様々な方法がある。
- ・ 作業環境測定結果は、個々の労働者の健康状況を確認するデータとして活用することが非常に難しい。個人サンプラーによる測定を行えば、個々の労働者

のデータとして利用できるので活用の幅が広がるのではないか。

- ・ 個人サンプラーによる測定を行った結果ばく露が低いということが判明した労働者については、特殊健康診断の対象から除外するなど、リスク評価に基づく措置を進めてはどうか。

→ 所管課において、健康診断のあり方について検討中である。

【局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入について】

- ・ 専門家により大きな責任を持たせた上で、管理濃度第一管理区分等の結果ができれば、柔軟な管理を可能とする仕組みを構築することが必要。

③ 専門人材の育成・専門機関による管理の促進

- ・ 報告書の流れとして、まずGHSに基づくラベル表示、MSDS交付等の情報伝達・活用の促進という論点があり、次にそういった情報を活用したリスクアセスメントの実施の促進という論点があり、最後にリスクアセスメントを実施するためには専門家の活用が必要ということになっている。このような趣旨を盛り込むべきではないか。

- ・ 資格制度の弊害として、資格を持っているだけで、実務能力がないという場合があるので、新たな資格を作ることについては慎重に検討する必要がある。

→ 資格にこだわらず、どういう能力がある人かということを具体的に規定すればどうか。